

業務概要書

1 設計目的

本業務は、大正 9 年に宮崎県種畜場として創設され、組織改編等を経て、昭和 56 年に本場及び川南支場の 2 拠点体制となった畜産試験場において、現在、周辺の環境から家畜伝染病の発生リスクが高い川南支場の試験研究機能を本場へ集約し、家畜防疫対策の強化や畜種横断的な研究への柔軟な取組、さらには研究員同士及び大学・民間等との連携強化により、能力を発揮しやすい環境で県民に開かれた畜産試験場を整備するための基本設計を行うものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 畜産試験場施設整備事業に係る基本設計業務委託
- (2) 業務内容 畜産試験場施設整備に係る基本設計業務
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 11 月 1 日

3 事業スケジュール（予定）

- (1) 基本設計 令和 8 年 12 月～令和 9 年 11 月 1 日
- (2) 実施設計・建設工事 令和 10 年～令和 17 年 3 月

4 敷地概要

- ・計画地：宮崎県西諸県郡高原町大字広原 5066
- ・敷地面積：173,636 m²
- ・用途地域：用途地域の指定のない区域
- ・指定建蔽率：70%
- ・指定容積率：200%

5 業務内容

(1) 基本的事項

本業務では、宮崎県畜産試験場（高原町）内の新施設建設（管理・研修棟、研究棟、各種試験畜舎、附帯施設等）及び外構工事に関する基本設計を業務範囲とする。

本施設に関わる関係者と十分協議・調整をした上で基本設計を行うこと。

また、令和 8 年度に計画地に係る地質調査を実施予定のため、本業務実施にあたっては発注者と緊密な連携・協議を行い、得られた地質データを速やかに構造設計に反映させること。

(2) 共通

- ア 大規模な地震においても、建物が倒壊、部分崩壊などの大きな損傷をせず、人命の安全及び貴重な研究資産・家畜の安全を確保するため、本業務の建物の耐震安全性の目標については、「構造体Ⅲ類、建築非構造部材 B 類、建築設備乙類」とする。

イ 各施設の特Ⓐ性、耐震性、耐火性、遮音性、防疫性、及び建設コストを考慮し、構造種別は以下のとおりとする。ただし、規模やコスト、工期等の工事制約を踏まえた上で発注者と協議し、最終決定すること。

鉄筋コンクリート造（RC造）：管理・研修棟、研究棟、現場詰所（管理）、焼却炉棟、堆肥舎

鉄骨造（S造）：各種試験畜舎（牛舎・鶏舎等）、飼料庫、倉庫等その他施設

木造（W造）：解剖室、解体室、現場詰所（養鶏）

ウ 当該工事に関連する法令、条例等について整理し、それらを遵守した計画とすること。

エ 建物の配置場所は、敷地測量図、造成計画、及び既存建物の解体計画（ローリング計画）を精査した上で、最適な位置を選定すること。

オ 外部からの病原体侵入を防ぐため、敷地境界から畜舎に至るまでの動線上に車両消毒設備や人員消毒ゲートを適切に配置し、クリーンゾーン（研究・管理）とダーティゾーン（畜舎・堆肥舎）を明確に分離したゾーニング計画とすること。

カ 高原町の緑豊かな自然環境と景観に配慮し、地域と調和した外観・色彩計画とすること。また、宮崎県産資材の積極的な活用を検討すること。

キ 建物の配置場所は、計画地周辺の既存地下埋設インフラ（給排水管、電気・通信ライン等）に十分留意するとともに、隣接敷地や民家への日照・通風・プライバシーに配慮すること。

ク 施設外周は、発注者の要望を反映させるとともに、周辺環境への防音、及び畜舎臭気の拡散防止対策を施した緩衝帯（緑地帯等）を計画すること。

ケ 各種法令の手続期間、関係機関との協議期間、及び既存施設を稼働させながら建替えを行う段階的工事（ローリング）を考慮し、詳細かつ実現性の高い業務工程表を作成すること。

コ 各種法令に基づく事前協議及び資料作成を行い、成果品に反映させること。また、住民説明等に必要となる資料の作成は本業務に含むものとする。

サ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入を積極的に図るほか、高効率空調機など省エネ効果の高い機器への転換を図るなど、「ZEB Ready」基準以上の性能を目指すこと。

上記に記載がない事項及び研究設備・スマート畜産（IoT・AI等）の導入に必要な特殊仕様については、発注者及び現場の専門職員へのヒアリングを行い、設計に反映させること。

(3) 管理・研修棟、研究棟建設工事

ア 一般来庁者・見学者が立入可能なエリア（ロビー、研修室等）と、職員・研究員の専用エリア（検査室、分析室等）を、認証付き管理扉等で厳格に区切るなど、防犯及び防疫対策を考慮した平面計画とすること。

- イ 試験場の管理・事務機能（総務等）と、専門的な試験研究機能（育種改良、飼養管理、衛生研究等）については、業務の効率化を考慮し、適切にエリアを区分けすること。
- ウ 管理・研修棟及び研究棟の必要室及び延床面積は、基本計画に基づき計画すること。各室の面積・仕様については、発注者や研究職員と十分協議の上、決定すること。
- エ ハザードマップ等を確認し、大規模災害時や家畜伝染病発生による非常事態時においても主要機能（ライフライン、重要データ管理、検疫体制等）が維持できるよう、自家発電設備（非常用電源）や物資の備蓄場所の配置を検討し、計画すること。
- オ 高度な分析機器や精密機械を設置する研究室は、上階からの振動や漏水リスクを避けるため、真上に水回りや振動を伴う設備機械室を配置しない階層や位置とすること。
- カ 検査用の検体や厳重な管理を要する物品等の搬入・移動に際し、一般来庁者の動線と交差することなく、安全に専用室へ直接搬入できる専用動線を確保すること。
- キ 一般の来庁・受付手続き及び各種申請・相談窓口は、1階ロビー付近に集約し、来庁者が研究エリアへ誤進入しない配置計画とすること。
- ク 家畜飲料水や畜舎の洗浄等に係る水の確保のため、井戸水（地下水）の活用やろ過システムの導入について検討を行うこと（ただし、実際の調査業務は本業務に含まない）。
- ケ 家畜伝染病発生時等に、即座に「防疫対策本部」として機能できるよう、会議室等のフレキシブルな間仕切りや通信環境を考慮した設計とすること。
- コ 災害時や非常時の機能維持及び防疫上の排水制限時を想定し、自己完結型の衛生設備やマンホールトイレの導入可能性について検討すること。
- サ 夜間の家畜の分娩監視や緊急対応等に備える職員・研究員のため、省スペースかつ快適に休息が取れる仮眠室（カプセル型や高遮音性個室等）の導入について検討を行うこと。
- シ 管理・研修棟の正面玄関付近には、一般来客用駐車場（身障者用含む）及び公用車両用駐車場を確保すること。公用車にあつては、緊急出動や巡回にスムーズに移行できる配置・動線を計画すること。

(4) 各種試験畜舎・附帯施設建設工事

- ア 川南支場からの集約分を含む、各種試験畜舎（牛舎、鶏舎等）及び附帯施設（飼料庫、堆肥舎、機械棟等）の延床面積は基本計画に基づき計画すること。各棟の面積、仕様、及び防疫距離を考慮した配置については、発注者等と十分協議の上、決定すること。
- イ 公用車両のほか、飼料運搬車、家畜運搬トラック、トラクター等の大型作業機械や重機が安全に駐車・転回できるスペース及び車庫を確保すること。
- ウ 場内専用の作業重機等の駐車スペース及び防疫用薬剤や防護服、営農資材・装備品を安全かつ衛生的に保管するスペースを計画すること。

エ 各畜舎エリア（又は畜種ごと）に、作業職員の衛生管理（シャワー・着替え）や、データ入力等を行うための現場詰所・サテライトオフィスを確保すること。

(5) 用地造成ほか外構工事

ア 視察等の大型バス及び飼料等の大型バルクトラックが安全に駐停車・転回できるスペースを確保すること。

イ 本場敷地の高低差を精査した上で、効率的な用地造成及び法面工事を計画すること。
特に、畜舎からの排水が雨水系統に混入することを防ぐため、明確な排水勾配と排水系統の分離計画を策定すること。

ウ 部外者や野生動物（野生イノシシ、野鳥等）がむやみに出入りできないよう、フェンスや防鳥ネット、ゲート等を適切に配置すること。

エ 有事の際（伝染病発生時や災害時）に、防疫車両や緊急車両が即時かつ安全に出動・巡回できる動線を確保すること。

6 既存建物及び築造物他解体工事

新施設を整備する敷地には、現在、既存の試験場本場の管理・実験棟、各種畜舎、堆肥舎、並びに樹木や駐車場等が存在する。これら既存施設の詳細（構造、規模、アスベスト含有の有無等）については、基本計画及び既存図面を参照の上で、現地調査や確認を行うこと。

7 その他留意事項

- (1) 基本設計において、建設現場の「週休2日（4週8閉所）」の導入、及び畜舎の特殊設備や研究設備の試運転・環境調整期間を十分に考慮した、現実的かつ詳細な事業工程を検討すること。
- (2) 各種法令手続に必要な手数料については本業務の委託料に含まない。
- (3) 県の方針に基づき、管理・研修棟の内装等や一部の附帯施設において、宮崎県産材の木質化・木材利用を積極的に推進する設計とすること。
- (4) 畜舎特有の環境に耐えうる耐久性の高い材料選定を行い、修繕周期を延長させること。また、将来の維持管理やスマート畜産等の設備機器の入れ替えを見据えた、更新性の高い平面・断面計画とすること。
- (5) 建築、電気、機械、造成、解体等の各工事は分割発注、あるいは時期をずらした発注となる可能性があるため、積算資料及び図面は項目・工区ごとに分割できるよう作成すること。
- (6) 畜産試験場特有の敷地環境（臭気影響、風向き、地下水脈等）について十分な現地調査を行い、その結果を反映した設計とすること。
- (7) 官公署（保健所、家畜保健衛生所、開発担当課等）と事前協議を行い、工事期間中及び落成後に必要となる届出・許認可手続等について、一覧表を作成して発注者に提出すること。

- (8) 実施設計へのスムーズな移行のため、基本設計の最終段階において、監督員に図面内容、設計意図、コスト縮減案等を詳細に説明し、確認を受けてから基本設計の成果品を納品すること。